

アートエコシステム基盤形成促進事業委託要項

令和5年7月27日

文化庁次長決定

1. 趣 旨

アート市場活性化 WG (R3.3)、アート振興 WG (R4.3) の報告書では、市場の拡大に向けた我が国基盤の脆弱性が指摘されている。特に流通における来歴管理や美術品の評価価格の不透明性、継続的な統計データの不足等が今後の市場の拡大に向けた大きな障害であるとされており、本事業においては、これら課題を DX 基盤の整備やそれに向けた業務標準化等により解決することを目的とする。さらに、我が国に所在、もしくは今後制作される美術品について、今後進むと考えられるデジタル上での情報管理を促進し、情報管理の効率化や流通促進等による価値づけ・価値の下支えを進めることで、美術品の管理適正化、資産化を目指す。また、令和4年度の公的な鑑定評価に関する作業部会、令和5年度の基盤・制度 WG 等での美術品の価格評価に関する議論を踏まえ、価格評価の客観性を担保する仕組みづくりや我が国アート市場の基礎統計の整備を行うことで、アート市場の活性化を目指す。

2. 委託業務の内容

【タイプ A】アート市場活性化に向けた国内 DX 基盤整備

美術館や博物館において、収蔵品管理の標準化に向け、標準化の手法について令和4年度の実施内容を踏まえた導入試行を行うことにより、次年度以降により多くの館に横展開するための方向性・方針を策定する。また、国内各地に所在する美術品について、情報の分散的管理や改ざん困難な方法での収集・蓄積を進める仕組みづくり、インセンティブ設計を目的とする調査・技術導入実証を行う。

【タイプ B】公的な鑑定評価制度の創設に係る基盤整備に向けた準備業務

我が国において美術品の価格評価が透明性・客観性の担保された形でなされ、その実績が蓄積されるとともに必要な機関・人材に向けたアクセスが担保される仕組みづくりをするべく、国内のデータの所在やステイクホルダの調査を踏まえたアクセシビリティの確保や管理のあり方についての提案を行う。

【タイプ C】国際的なアート市場における日本市場の現状調査

国内アート市場の売買額を網羅的に把握するための基礎的な情報収集と国外調査への接続、国際的な広報・啓発を行う。

3. 業務の委託先

委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、下記(1)から(4)の要件を全て満たし、事業を円滑に実施することができる法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。